

大和市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第17号

大和市下水道条例の一部を改正する条例

大和市下水道条例（平成6年大和市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「が専属する」を「を選任している」に改める。

別表第3一般汚水の項中「675円」を「833円」に、

112円
125円
139円
159円
188円
201円
215円
249円
264円

138円
154円
171円
196円
232円
248円
265円
307円
326円

に改め、同表浴場汚水の項中「14円」を「17円」に改め、同

表水泳場汚水の項中「106円」を「131円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第7条の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第3の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、施行日以後初めて行われる計量に基づき算出される使用料は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。

(大和市寄附条例の一部改正)

4 大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「平成14年条例第20号」を「平成14年大和市条例第20号」に改める。

第3条第2項中「昭和43年条例第11号」を「昭和43年大和市条例第11号」に改め、「大和市病院事業会計」の次に「及び大和市下水道事業会計」を加える。

(大和市水洗便所改造資金助成条例の一部改正)

5 大和市水洗便所改造資金助成条例（昭和44年大和市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「、」の次に「納入通知書又は」を加える。